

知床半島先端部地区とは

知床国立公園 & 知床世界自然遺産地域

極めて原始性の高い自然景観を有し、絶滅のおそれのある種を含む多くの野生動植物の生息地である知床を私たちは、人類共通の財産として持続的な保全を図り、より良い形で後世に引き継いで行く必要があります。

『ヒグマの棲家(すみか)です』

世界的にも有数なヒグマの高密度生息地です。立ち入る際には、ヒグマによって象徴される知床の自然に対し、「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』思想が求められます。

自己判断による自己責任

知床半島先端部地区は、歩道や車道など利用のための施設は無く、また極めて厳しい自然条件の地域で、一般的な利用に関する安全性は全く保証されていません。

これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力及び判断力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられます。

また、事故が発生した場合には、莫大な費用と時間を要するだけでなく、生死に関わる状況になるおそれのある地域です。

知床半島先端部地区の位置



知床半島先端部地区に 立ち入る方へ

『利用の心得』をお読み下さい

「知床ならではの原始性の高い自然景観と多様な生態系の持続的な保全」と「質の高い自然体験機会の適正な提供」を目的として、先端部地区への立入り利用者が守るべき『利用の心得』が策定されました。

知床半島先端部地区への立入り利用をお考えの方は、本パンフレットをお読みの上、知床半島先端部地区がどのような場所であるかをご理解・認識いただき、事前に十分な情報収集等をされるようお願いいたします。



環境省 釧路自然環境事務所

知床国立公園利用適正化検討会議

『利用の心得』の入手方法

『利用の心得』は、知床半島先端部地区に立ち入る際に自然保護やリスクの軽減のために、利用者等が守るべき「留意事項」や「禁止事項」を示したものです。

知床半島先端部地区への立入りを計画される方は、『利用の心得』を必ず入手して、熟読・ご理解をお願いします。

お問い合わせ先

『先端部地区利用の心得』入手場所等

- 環境省釧路自然環境事務所
〒085-8639 釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎
TEL：0154-32-7500 FAX：0154-32-7575
- ウトロ自然保護官事務所
TEL：0152-24-2297 FAX：0152-24-3646
- 羅臼自然保護官事務所
TEL：0153-87-2402 FAX：0153-87-2468
- 羅臼ビジターセンター
TEL：0153-87-2828 FAX：0153-87-2876
- 知床自然センター
TEL：0152-24-2114 FAX：0152-24-2115
- 釧路自然環境事務所ホームページ
<http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/>

『利用の心得』は、平成20年から試行し、併せて今後の利用実態や立入りによる自然環境の影響等をモニタリングし、その結果の解析・評価等のフィードバックにより、修正・補完等充実を図っていきます。ご意見等をお寄せください。

先端部地区への立入りについて

『利用の心得』では、知床半島先端部地区への立入りについて、次のように定めています。

(1) 海岸トレッキング利用

海岸部では、岩壁や急斜面の高巻き・徒渉箇所があり、また濃霧等の悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にある。したがって、ある程度の岩登り技術や危険に際して的確な判断と行動ができる者以外は立入らないこと。

(2) 山岳部利用

山岳部では、自らの判断で適切なルート選択を行わなければならない、また、濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にある。したがって、高度な登山技術を持ち、危険に際して的確な判断と行動ができる者以外は立入らないこと。

(3) 沿岸カヤッキング利用

沿岸では、知床岬や斜里側ルシャでの強烈な突風、羅臼側での変わりやすい波や風、また、濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にある。したがって、高度な技術を持ち、危険に際して的確な判断と行動ができる者以外は立入らないこと。

◎ その他

「沿岸河口付近でのサケ・マス釣り利用」や「動力船による海域利用」について、業者や利用者が守るべき事項を定めている。

★ 動力船による上陸利用の禁止

観光船、遊魚船、プレジャーボート等、船舶の種類を問わず動力船による「先端部地区（陸域）」への一般観光客等のレクリエーション目的の上陸利用は、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ（昭和59年）」により認められていません。

知床国立公園は、日本の国立公園の中で最も原始性と生物多様性に富むところです。こうした特徴を備える国立公園では特に厳しい制限の下での利用を考えなければなりません。それは結局は利用者が原始性の高い自然を十分に、そして将来にわたって利用することを保証するものです。

ここでは“心得”という言葉が使われていますが、マナーと言ってもいいでしょう。マナーは本来、身に付いたもの、言われなくてもそうしなければならないものです。

ルールがあろうが、無かろうが、自然を傷める一切の行為は自発的に慎まなければなりませんし、楽しむ以上の魚釣りなども論外です。私たちはアラスカの極北の地に住んでいるわけではありませんから、一冬分の食糧として鮭をストックするために獲らなくてもいいはず。焚き火も原則的には行うべきではありませんが、シーカヤックなどで波を被れば当然乾かさなければ命に関わることもあるでしょう。しかし、そうした場合でも植生の保護には十分に注意を払うことと、後始末を完全に、というのがマナーです。

こうしたことが判っているなら、この“心得”はまさに無用だと申せましょう。その時代が早く来ることを願っています。

知床国立公園利用適正化検討会議 座長 辻井 達一